

近隣社会における地域自治活動

松田 武雄*

長野県松本市は「三ガク都」と称している。山岳、音楽、学問の三つである。本稿で考察の舞台となる松本市島内地区には、「セイジ・オザワ松本フェスティバル」（旧サイトウ・キネン・フェスティバル松本）のコンサート会場ともなる松本市音楽文化ホールが所在し、地区のほぼ中心部に位置している島内地区公民館からは北アルプスの山々が臨める。私は、島内地区公民館を訪ねるとき自ずと北アルプスの山々を臨み、特に雪をかぶった北アルプスの山は思わず笑みが浮かぶような美しさである。

島内地区は松本市の西北部に位置し、1954年に松本市に合併した。農業地であったが宅地開発が進み、移住者が増加している。この地域は梓川と奈良井川に挟まれ水害の被害を受けてきたため、防災が重要な地域課題となっている。

公共施設は地区公民館内に、地域づくりセンター、出張所、河西部地域包括支援センターが設置されており、同じ敷地内に図書館と地区福祉ひろばが設置されている。地域包括支援センターは隣接している島立地区も管轄している。このように一か所に社会教育・地域福祉施設が集まっていることのメリットは大きい。地域の社会教育と地域福祉が連携して、防災をはじめとする地域の課題について、複合的な視野で取り組むことができる。また、島内小学校が近接しており、公民館と連携してコミュニティ・スクールの活動に取り組んでいる。

人口は12,432人、世帯数5,481で、高齢化率は26.4%（松本市は28.3%）である（2023.12.1）。地区内には20の町会があるが、最小の町会は18人、最大の町会は2,353人と、町会の規模に大きな開きがある。町会加入率は、町会によって67.5%～21.6%とかなりの差があるが、加入率が低い町会は、マンションやアパートが多い地域で、どこの町会でも同じ傾向がみられる。

島内地区では、松本市の地域づくりセンター強化モデル事業のサポートを受け、島内地区地域づくりセンターの支援のもとに、2021年度より町会一隣組単位での地域防災活動に取り組み始めた。本稿は、隣組という最も身近な近隣社会を基盤にした地域防災活動を通じて近隣住民が地域課題を共有し、共通の目標のもとに安心安全に暮らす地域づくりを協働して担っていく地域自治活動として島内地区の事例に着目し、地域社会教育の視点から、その活動の意義について考察する。

1. 防災を課題とした地域づくり

島内地区は水害の被害を受けてきた歴史があり、防災が地域課題となっている。公民館でも学校でも防災学習が取り組まれてきたが、地域づくりセンターが設置されたことにより、公民館が担っていた地域づくりの一定の機能が地域づくりセンターに移行し、現在、防災の課題は地域づくりセンターが取り組んでいる。とはいえ、後述するように公民館も町会と協働して他の地域課

*名古屋大学名誉教授

題に取り組んでおり、福祉ひろばも含めて、地区の三つの公共施設がそれぞれ固有の機能を発揮しながら島内地区の地域づくりを推進している。

松本市は、2021年度から「地域づくりセンター強化モデル事業」を開始し、島内地区を含む4地区がモデル地区として選定された。この事業の趣旨は、住民主体の地域づくり活動を支援するために、市役所内での地域づくりセンターの機能を強化しようとするものとされている。事業の内容は、地域づくりセンター長補佐の配置、地域自治支援交付金の交付（交付金等予算の一括化、有志グループ等への財政支援）、地区担当保健師の駐在化である。

島内地区地域づくりセンターは、島内地区の地域的条件により防災が住民にとって共有できる課題であるとの認識のもと、防災をテーマにしたモデル事業に取り組むことにし、その推進組織として防災モデル実行委員会を設置した。実行委員会は、モデル町会、中学校、地区防災部、消防団、地域包括支援センターなどの団体、機関で構成され、松本大学地域防災科学研究所がアドバイザーとして参加した。モデル事業の企画立案、進捗状況の管理を担う役割とされた。

モデル事業によって75万円の自治支援交付金が交付されたが、地域づくりセンターはそのうち45万円を防災活動に充てることにした。同センターはモデル事業を通じた目標として、「防災を切り口として町会活動を再構築し、地区が支援する体制をつくる。その際、日常からの『福祉活動』をつなげる。」「活動構築にあたり、地区・町会だけでなく、地区内の事業所や学校のほか、大学やNPO等の力を活用する。」などを掲げた。モデル事業の最終目標は、防災活動を通じた町会活動の活性化であり、防災活動が福祉活動につながっていくような取り組みを進めるとした点が特徴的である。

島内地区の地域づくりセンター長は、公民館主事として社会教育の専門的力を培ってきた人物であり、モデル事業も公民館的な方法に依拠して行われていく。松本市の公民館活動の特徴は、身近なエリアである町会を基盤にした住民主体の地域活動を大事にするものであり、防災のモデル事業も町会活動に依拠した取り組みとした。

まず地区町会長会でモデル事業に取り組む町会を募ったところ、島高松町会が手を挙げた。町会長のT氏は、「防災は誰にでも関わることであり、この活動をきっかけにして地域の関係性を築きたい」という思いで役員会に提案し、役員は皆その提案を前向きに受けとめて、島高松町会で取り組むことになった。最初から町会全体で動くのではなく、まずは常会単位で取り組むこととし、古くから居住している住民が多い第5常会で始めることとなった。その際、役員だけでなく、時間はかかっても町会の会員みんなで話し合っただけでなく、ワークショップを取り入れて相互学習しながら進めていく活動スタイルで実践した。また活動を進めるに際して、地区・町会だけでなく、地域包括支援センター、地区内の事業所や学校、大学やNPOなどと連携することを心掛けた。

このようにトップダウンではなく民主的な手続きを踏んで、一人一人の町会会員の意思を尊重しながら活動していくスタイルにしたのは、T町会長の個性に負うところがあるが、地域づくりセンターの思いとも共有するものであった。

河西部地域包括支援センターの職員体制は、社会福祉士（センター長＋1名）、保健師、主任ケアマネジャーの4名体制である。2021年4月に新たに第二層生活支援コーディネーターが地域

づくりセンターに配置された。採用されたKさんは島内地区の住民で社会福祉協議会の雇用であるが、島内地区の地域活動に積極的に携わっている女性である。第一層生活支援コーディネーターと役割分担をして、島内地区内の住民の生活支援の仕事に従事している。

モデル事業が始まり、地域包括支援センターと地域づくりセンターが協同して話し合いを行い、災害時要援護者の情報収集、介護保険事業所などとの連携について検討して具体的に着手した。それまでは、同じ施設内に同居していたとはいえ、両者の関係はそれほどなかったが、モデル事業を契機にして両者が連携して防災の地域活動を取り組み始めた。その点でモデル事業は、地域づくりセンターと地域包括支援センターとが連携して地域づくり活動を進める絶好の機会となった。

差し当たり地域包括支援センターが実施したのは、町会と事業所を仲介して個別避難計画作成の支援をし、要支援者の選定を行ったことである。さらに、2024年度までに作成することになっているBCP(business continuity planning、事業継続計画)のために介護事業所の学習会を開催したが、その目的は、災害時に対応し地域と連携したBCPづくりと事業所どうしの連携を図ることである。具体的には同センターは、避難所ではなく直接介護事業所に避難した方が良い高齢者の受け入れを事業所に依頼して検討をお願いした。

要支援者の情報提供については、モデル事業を担った島高松町会と連携して行い、後述するように町会での要援護者マップづくりと災害時におけるアプリでの確認作業として成果が表れた。

2. 島高松町会の概要

島高松町内公民館は、島内地区公民館から車で7分ほど、JR島高松駅から歩いて5分ほどのところに位置しており、近くに梓川が流れている。島高松町会は、旧島内村の松本市への合併に伴いまず高松町会となり、宅地造成により人口が急増して、1978年に高松町会から島高松町会として独立した。島高松公民館は町会として独立する前の1973年に500万円の総工費で建設され、2002年に400万円かけて改修が行われた。その後、2016年に現在地へ新築移転された。

現在、684世帯、人口1,489人、高齢化率は24.5%、独居率は11%である。町会加入率は、戸建98%、アパート38%で、平均65%となっており、特にアパートに居住する住民の町会への参加が課題とされている。防災活動のモデル事業に取り組むに際しても、アパートの住民の参加が大きな課題となってきた。オーナーが組長を務めているアパートの住民は防災活動にも参加するが、そうでなければ難しい。

町会の役員は、町会長、副町会長2名、公民館長、副公民館長、常会長5名（以上10名が役員会を構成）、監事2名である。各部門委員2名以上、審議委員3名を各常会から選出し、ほかに相談役が置かれている。会議は、総会、審議会、役員会、委員会が開催される。2022年度は、役員会を7回、審議会を5回開催し、役員会の前には5役の会議が開かれている。審議会は役員会で決めたことを審議して承認する場であるが、それだけでなく審議委員は地域のイベントで先頭に立ってほしいという期待がある。しかし、最近は役員未経験者が審議委員になることが増え、リーダーシップを発揮しにくくなっているという。

町会長、副町会長、公民館長、副公民館長、監事は役員選考委員会で推薦され、総会の承認を

得て決定する。役員選考委員（各常会 3 人、審議委員・常会長・見識者）を選出し選考委員会を開催して役員候補を推薦するが、なかなか決まらない。定年延長で退職年齢が遅くなっている、高齢化が進んでいることなどで担い手が限られており、自ずと役員の年齢が高くなっている。常会会長を 2 期、3 期務める人もいる。常会長が後継者を育てることが大事だと現役員は思っている。

町会のもとに 5 つの常会があり、常会ごとに常会長、部門委員、審議委員（必ず女性を含む）を選出し、島高松町会全体で 100 名ほどになる。常会の役員選出に際しては、常会長が戸別訪問して依頼しているが、この活動が非常に苦勞するところである。ある常会長経験者は他の地域から転入してきたこともあり、誰が適任なのか判断できず、地域を熟知している人と一緒に戸別訪問して依頼を行ったという。とにかく役員の選出は悩みの種だとこぞって言われる。

部門委員として、衛生、公害監視、交通安全協会、体育、防災、健康づくり、防犯、祭典、農業組合の委員が選出されるが、かなり多様な領域にまたがっている。常会のもとに隣組がおかれ、常会ごとに 7～15 の隣組がある。町会全体で 58 組になり、組長は輪番制である。ただし、一人暮らしの高齢者など配慮の必要な会員についてはその限りではない。

町会の予算は町会費によって賄われており月額 1000 円であるが、それ以外に町会に対しては市の補助金が支給されている。島高松町会独自の取り組みとして、2021 年度より予算総額 30 万円の常会活動費を創設し、各常会の環境整備（草刈機の購入など）やイベントの開催などに使用しており、常会活動の活性化を促している。

島高松町会の組織体制は、日本の伝統的な自治会組織を継承しているが、選考委員会での役員選出、5 役会議・役員会・審議会・総会という意思決定の民主的な手続き、毎月 1 日に発行される「町内会だより」による会員どうしの情報共有など、住民による自主的民主的な運営が図られている。とはいえ、アパートの住民の 6 割が未加入、役員の担い手の不足など課題も少なくない。このような現状の中で、T 会長と役員会はモデル事業に取り組むことを決意し、隣組という地域の最小単位からの活動を始めることとした。住民主体で地域課題の解決を図ろうとするとともに、それ以上に地域における関係づくりを構築していこうという思いがあった。

3. 防災活動を通じた近隣社会の地域自治活動

防災モデル事業の活動においては町会役員のリーダーシップが大いに発揮されたが、まず町会役員が防災学習をしようと、2021 年 7 月 8 日に松本大学主催の防災講演会に役員一同が参加した。そこで、松本大学防災科学研究所長の木村晴壽教授との懇談会がもたれ、木村教授から三つの提案がなされた。①隣組単位で避難行動をとる、②介助、助けが必要な人をどうサポートするのか、③指定避難所の確保と運営、という三点である。この提案を受けて、町会長が所属する第 5 常会をモデル常会として選定し、活動を始める。

木村教授が提案した「隣組単位の避難行動」については、町会から指示された通りに隣組で行動するというのではなく、隣組単位で住民が話し合いながら主体的に避難行動計画を作成し、併せて要支援者への支援体制を検討するという自治的な活動が想定された。つまり町会役員からの一方通行ではなく、みんなで話し合っ活動を進めていくことを基本に置いた。これまでは隣組での双方向の意見交換という経験はなく、町会としては初めての試みであった。隣組で話し合い

をリードする役割を担う組長にとっては不安な気持ちであったろう。

7月30日にはモデル町会の役員が参加し島内地区公民館で、木村晴壽教授による「住民主体の地域防災」と題する講演会および3つのモデル町会（島高松、松島、平瀬川東・下田・犬飼新田各町会）の活動予定の紹介が行われた。

8月21日には第5常会の隣組組長が集まり、モデル事業の説明会が行われた。説明会の後、隣組でまとまって「どこに集まり」「どのように安否確認し」「どこへ避難するか」、そして「支援を必要とする要援護者」を把握する、というテーマで2グループに分けてワークショップを行った。

ワークショップにおいては役員、常会長や地域づくりセンターなどがファシリテーターを担い、意見を出しあって合意形成をしながら進めていった。参加した組長は生き生きと討論し、前向きな意見が出されたという。ワークショップの仕方についての研修は行っていないが、最近では職場でワークショップの技法が用いられており、なじんでいる組長も少なくなかった。

出された意見は、隣組での話し合いの持ち方、隣組での引継ぎ、避難時の集合場所、要援護者などの情報収集の仕方、情報管理など多義にわたった。たとえば話し合いの持ち方については、みんなで集まって話し合うのは難しい、集まる機会は公民館掃除くらいだ、アパート住まいなので地域のことに詳しくない、などの意見が出された。やはり組長にとっては、どのように話し合いを行うのかが大きな関心事であった。

これらの多くの意見や質問は、9月15日に自主防災会役員会で検討し表に整理して、9月25日に第5常会隣組組長会を開催してフィードバックした。コロナ禍の影響もあり参加しない組長もいたが、その場合は常会長がその隣組に説明をしに行った。その後、12月までに各組で話し合いを行い、安否確認・避難行動計画を各組でつくり上げ、組長が各組の計画をプレゼンテーションした。併せて島高松町会内で約60名の要支援者安否確認マップも作成した。このような取り組みに対して再び検討し、第5常会としての防災計画づくりを行った。地域づくりセンターは、この間の活動のプロセスの全体を支援する役割を担った。

参加した会員にとっては、自分の意見が計画づくりに反映されたという経験は初めてのことであり、新鮮な体験となった。各組で振り返りを行ったが、子どもたちにとって良かった、地域の家族構成を知ることができた、コミュニケーションが進んだ、進んで参加する女性が多かった、という前向きな意見が多く出され、島高松町会にとって意義深い取り組みとなった。

2022年2月11日に第5常会安否確認訓練が実施され、3月5日に自主防災会役員会を開き、安否確認訓練の振り返りを行うとともに翌年度の取り組みについて話し合った。こうして防災モデル事業の一年目は、隣組単位からの話し合いと安否確認・避難行動計画づくりという初めての取り組みを試行錯誤しながら行った。多くの会員の意見が反映された計画づくりであり、その取り組みの過程で、役員も会員も新たに学び合うことが少なくなかったと思われる。地域の関係づくりという町会長の思いも手ごたえがあったようだ。

二年目の2022年度は、第5常会の活動をモデルにして、第1常会と第3常会が事業に取り組み、第5常会は、一年目の活動をブラッシュアップすることを目途とした。そして常会の取り組みをサポートするために、島高松町会におけるモデル事業の実行委員会を設置した。その構成は、

町会 10 役・防災理事・民生委員、島内地区地域づくりセンターであり、松本大学地域防災科学研究所がアドバイザーとして参加した。基本的な活動の流れは前年度と同様であり、取り組みはスムーズに進行した。

グループ討論を進めるにあたって実行委員会として共有したことは次の三点である。

- ・モデル事業を防災と福祉をつなげた町会活動の大きな学習機会として活かす。
- ・町内への情報発信を定期的に行うことで会員の意識を高めていく。
- ・各常会・組の自主的な取り組みへの進化を見据えながら進める。

2022 年度最初の組長会（第 1 と第 3）のワークショップは 8 月 20 日に行われたが、100 件ほどの意見が出され、役員会で整理して組長にフィードバックした。前年度と同じく隣組での話し合いの方法について多くの意見が出され、その代表的な意見は次のようなものであった。

「取り組み内容が多すぎて何をしてもよいかかわからない」「隣組の人たちにこのテーマをどうやって理解してもらおうか」「急に隣組で話し合うのは難しいので、あらかじめ回覧やお便りがあると進めやすい」「隣組での話し合いはどうやるのか」

組長たちは初めての取り組みにとまどっている様子がわかる。このような不安に対して、役員会からフィードバックがなされ、隣組での話し合いが円滑になされるようアドバイスを行っている。そして第 1 常会と第 3 常会の会員に対して、町会長、第 1 常会長、第 3 常会長の連名で安否確認・避難行動計画づくりに取り組むための説明書を配布した。

また、アパートなど町会に未加入の世帯への対応についても多くの意見が出され、特に外国籍の住民がアパートに多く居住しているため、どう支援するのが課題とされた。役員会としても、これは全国的な課題でもあるとして、オーナーもしくは管理会社との話し合いが検討されるべきとコメントをしたが、現場で加入・未加入と言っていない災害時への行政の措置も必要という思いを持っている。

こうして 11 月 19 日に各組長からそれぞれが作成した計画を発表し、その後、常会ごとにフリートーキングが行われた。この計画に基づいて、12 月 18 日に安否確認・避難行動訓練が行われ、併せて災害時要支援者の支援訓練も実施された。長野県社会福祉協議会が作成した安否確認システムのアプリを常会長がスマホにインストールして、アプリ上で要支援者の確認作業を試行した。この防災訓練には第 1、第 3、第 5 常会併せて約 8 割の世帯が参加し、隣組を基盤にした地道な活動による住民の防災意識の高まりを見ることができる。

最後に、毎年度、組長が交代するため、組長の位置づけ、島内地区モデル町会としての「モデル常会活動」における役割などをファイリングして各組長への引継ぎを行い、活動が継続できるように配慮して二年目の活動を終えた。モデル事業最終年度の三年目は、残る第 2 常会と第 4 常会の取り組みとなる。

2023 年 5 月 27 日に開催された 2023 年度の第 1 回防災モデル町会実行委員会で、2 年間の取り組みの成果と課題についてまとめている。成果として挙げられているのは次のような諸点である。

「隣組単位での話し合いによって、同じ隣組にどんな人が住んでいて、どんな要配慮者がいるか（いないか）を把握できた」「隣組避難（支援）行動計画を作成することができた」「隣組単

位で様々な安否確認方法を開発し、その隣組に合った方法を定めることができた」「隣組内での助け合い意識が醸成された」「隣組単位で話し合ったりまとまったりすることが大事なことという意識が芽生えた」などである。

戸建の住民を中心にした成果であると思われるが、隣組という最も身近な近隣社会において、防災という誰にでも関わる地域課題を共有して、話し合いを通じた課題解決に取り組む中で合意形成していく。その際に重要な点は、話し合いと合意形成の過程で、参加した住民の間で何らかの学び合いがなされ、彼らの間に一定の関係づくりがなされていったことである。隣組という小さな社会で生じた見逃せない変化である。万が一災害が起きた時、必ずしも訓練したことがそのまま生きるとは限らないにしても、隣組での関係づくりは災害時の助け合いの精神として生きていくと思われる。

このような2年間の成果を土台にして、2023年度には新たに第2常会と第4常会で取り込まれたが、その方法とプロセスはこれまでと全く同様である。しかし、今回はアパートが多い常会であり、その点が新たなチャレンジとなった。結果的には、隣組での話し合いがうまくできたところとできなかつたところがあった。できなかつた隣組では、組長が計画を作成して同意を得るということになり、アパートでの取り組みの難しさが課題となった。一方、三年目の活動となった第5常会は、総合防災訓練の反省会において、常会長が「3回目なのでスムーズにできた。組によっては全員参加してくれたところもあった。」と語っている。2023年度をもってモデル事業は終了するが、この間に得られた成果は今後引き継がれていくであろう。

4. 地域活動を媒介とした学びと地域自治の担い手形成

松本市の地域づくりセンターは、公民館に包摂されていた地域づくりの機能を取り出し、その機能に専門化した施設として2014年度から全地区に設置された。公民館から派生した施設であり、その運営においては公民館の手法を取り入れることが期待された。実際、公民館主事経験者がセンター長に着任するケースも見られ、島内地区はまさにそのケースである。Kセンター長は社会教育にも地域福祉にも通じており、モデル事業を実施するに際しても社会教育的な視野から取り組んだ。それは、地域づくりセンターが一方的に指導するのではなく、住民が主体となり相互活動を通じて地域課題にアプローチし、住民自身が地域自治の担い手として成長していくことが期待されていることに表れている。

住民が地域自治の担い手として成長するのはたやすいことではなく、何らかの活動を媒介することによって成し遂げられていく。地域自治の担い手として個人の成長を促す学習はその活動の中に包摂されており、活動を通じて学びの過程も現出する。公民館における系統的な学習活動は個人個人の成長を促すものとなるが、重要なのは地域における集団的な活動を他者と協働して実践する経験である。地域の人々と共有する地域活動の経験が、自治の担い手としての意識の芽生えにつながっていく。相互的な活動の中から学びの断片が生まれ、それが拡張して学びが結晶化される。相互行為の中で学習が意識化されるのである。

このような経験は、身近な地域で生活感覚を共有できる近隣社会において重要な意味を持つ。共通の生活課題や地域課題に協働して取り組む経験は、狭域の近隣社会でなされることにより地

域における日常的な関係づくりにつながり、暮らしやすい地域づくりの基盤形成となる。これは地域社会のウェルビーイングを実現するための近道である。

狭域の近隣社会は、本稿で考察した町内会・自治会がまずもって想定されるが、地域によってその衰退が顕著であり、また民主主義の作法が浸透していない町内会も少なくないという現状においては、島内地区のような活動を行うのは難しい。つまり本稿で紹介した事例は一般化できるものではない。

とはいえ、町内会ではないにせよ、狭域の近隣社会において、生活課題、地域課題を共有して協働的な活動をともに担うことにより、その活動の中から学びが生まれ、人々の成長と関係づくりがなされていくという一般化はできるかもしれない。

松本市島内地区の事例は、町内会よりもさらに身近な隣組単位での地域活動であり、住民主体の話し合いに基づく地域課題解決の計画づくりの活動である。ワークショップも行われた。ささやかではあっても、生活経験をベースにした学び合いがあり、隣組での関係性をつくるきっかけとなった。

松本市は、ほぼ小学校区のエリアに地区公民館と地域づくりセンター、福祉ひろばが配置され、487 町会とそれに近い町内公民館が活動している。しかも松本市の地域づくり政策の要に住民主体の町会と町内公民館の地域自治活動を据えており、地区の公共施設はそれらの活動をサポートする役割を担うこととされている。町会単位に町内公民館が設置されていることの意義は大きい。町内公民館は地域行事や町会単位での学習・文化・福祉活動が行われる場であるとともに、町会活動の拠点として話し合いが行われる場である。町内公民館は町会の民主主義的な運営を図ろうとする場として機能する可能性を持っているのである。

松本市では、地区公民館と町内公民館の協働活動の経験がある程度蓄積されてきたことが、地域づくりの活動の財産となっている。このような松本市の地域的条件が、島内地区の隣組単位での話し合いに基づく地域活動を支えているのである。

たとえば島内地区には松本市特別史跡の平瀬城跡があり、ここを拠点にして地区公民館と町会が連携して地域活動に取り組んでいる。公民館が事務局となって平瀬古城会が設立され、町会長・町内公民館長・地区公民館長・神社関係・平瀬城跡土地所有者・地元有識者・城主会代表などが参加して、城跡の整備作業、小中学校の授業、染物体験会、どぶろくづくり、狼煙まつりなどの事業を行っている。地区公民館と町内公民館は毎月1回集まり、情報交換、研修会、懇親会などを実施している。このような地域活動とそれを通じた交流が、人々の地域への愛着を生み、彼らの繋がりをつくり出し、解決すべき地域課題を共有する素地を形成していくのであり、防災のような地域課題に地域こぞって取り組むための関係的基盤になっていくのである。こうした地区公民館と町会・町内公民館との協働活動の過程に公民館主事が重要な役割を果たしている。

一方、Kセンター長が語っている通り、公民館でのサークル活動や事業、公民館委員活動などに参加する中で培われた文化的な風土が地域づくり活動の土壌になっている。今回の防災活動では話し合いを軸にして進められていったが、公民館活動、特に多くの住民が参加する委員会活動への参加を通じて話し合いの作法を経験的に習熟していくことができたと思われる。松本市の公民館では、5部門の委員会（文化・館報・図書視聴覚・体育・運営）を設置し、多くの住民が委員

会に参加して様々な活動を行っており、住民にとっては貴重な集団活動の経験と学び合いの場となっている。

とはいえ、そのことは、当該地域において住民の自主的な地域自治活動の芽が育まれていく過程において言えることであり、そのような芽がなければ、公民館で育った文化的風土は風土のまま過ぎていくかもしれない。公民館での学習・文化活動が、参加者の成長とともに、地域づくりの活動の主体的基盤となるようなカタチはどのようにつくることができるのか、島内地区の経験はそのような問いにも一つの示唆を与えてくれるかもしれないが、本稿の目的からは離れるので今後の課題としたい。

【謝辞】 調査に際し、松本市島内地区地域づくりセンター長・勝家隆様ほか島内地区の職員の皆様、島高松町会長・高山拓郎様ほか役員の皆様、松本市地域づくり課・床尾拓哉様にヒアリングと資料提供のご協力をいただきました。お礼申し上げます。

Community Self-governance Activities in the Neighborhood Community

Takeo MATSUDA (Professor Emeritus at Nagoya University)

This paper examines the social educational significance of community-based disaster prevention activities rooted in the most familiar neighborhood community known as Tonarigumi (a small neighborhood association). The focus of this analysis is the case of the Shimauchi district in Matsumoto City. This initiative involves local residents sharing community issues and collaboratively undertaking community-building efforts to live safely and securely under common goals in a community self-governance activity.

The case of the Shimauchi district involves community activities at an even more localized level than neighborhood associations, focusing on collaborative efforts within small neighboring groups. It is an initiative for planning community issue resolution based on discussions among residents. Workshops were also conducted. Despite being modest, there was a form of experiential learning based on life experiences, providing an opportunity to build relationships within neighboring groups.

It is not easy for residents to evolve as contributors to community self-governance, and this evolution is achieved through mediating some form of activity. Learning that fosters individual growth as contributors to community self-governance is embedded within these activities, and the learning process becomes evident through engagement in these activities. Systematic learning activities at community centers contribute to the individual growth of each person, but what is crucial is the experience of collaborating with others in collective activities within the community. Experiences in community activities shared with local people lead to the budding awareness of becoming contributors to self-governance. Fragments of learning emerge from interactive activities, expanding and crystallizing into conscious learning. Learning becomes conscious through reciprocal interactions.

Such experiences hold significant meaning in the neighborhood community where a shared sense of living can be cultivated. Collaborative efforts in addressing common life and community issues, particularly within a localized neighborhood, contribute to the establishment of everyday relationships in the community and form the foundation for creating a livable environment. This serves as a shortcut to realizing the well-